

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和7年3月7日に取扱いを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
水戸ヤクルト販売株式会社
- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
ヤクルト P a y b y 水戸
- 払戻しの申出期間
令和7年3月18日（火曜日）8：45から令和7年6月30日（月曜日）24：00まで
※ ヤクルトレディの受付時間は、訪問販売対応中に限ります
※ 営業所の受付時間は、土日祝を除く8：45から16：45に限ります
※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います
- 申出の方法
専用アプリより、払戻し方法（振込みを希望する場合は振込先情報（※））を入力しお手続きください。
書面による場合は、営業所又はヤクルトレディが配布する「払戻し申出書」に申請者氏名、登録会員氏名、登録携帯電話番号、払戻し方法（振込先情報（※）又は（新）ヤクルト P a y の登録携帯電話番号）を記入し、当社各営業所店頭（営業時間中）又はヤクルトレディ（訪問販売中）にお申し出ください。
※ 振込先情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座名義人（カナ）、口座番号）
なお、振込先口座は登録会員名義に限ります
- 払戻しの方法
振込み（振込手数料は当社負担）又は（新）ヤクルト P a y（ヤクルトコインのチャージ）にて払戻しをします。
※（新）ヤクルト P a y は（株）みずほ銀行発行です
- 払戻しに関する問い合わせ先
〒311-4164
茨城県水戸市谷津町1番地35
水戸ヤクルト販売株式会社
0120-29-8960（日祝を除く8：45～16：45）
※ 払戻し期間中の未使用残高は、電話で照会できます

以上

水戸ヤクルト販売株式会社

令和7年3月8日